

身体拘束廃止に係るQ & A

※高齢者に関する身体拘束廃止の内容を記載しております

Q. 1	身体拘束に当たる行為は何が挙げられるか。																						
A. 1	<p>身体拘束ゼロへの手引きにおいては、具体例として11項目記載されています。</p> <p>しかし、11項目はあくまで具体例であること、介護保険施設基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であることから、11項目に該当しないケアや方法が身体拘束に当たらないとは限りません。</p> <p>11項目（具体的項目）</p> <table border="1" data-bbox="357 701 1339 1252"> <tr> <td>1</td> <td>徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）等で囲む。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</td> </tr> </table> <p>例）転落防止のために、ベッドにガムテープで利用者の四肢を固定するのは身体拘束にあたるか。</p> <p>答）11項目の「2 ひも等」がガムテープに変わったただけですので、身体拘束にあたることは変わりません。</p>	1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	3	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）等で囲む。	4	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	5	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。	9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。																						
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。																						
3	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）等で囲む。																						
4	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。																						
5	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。																						
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。																						
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。																						
8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。																						
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。																						
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。																						
11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。																						

Q. 2	身体拘束は全て高齢者虐待に該当するのか。
A. 2	<p>身体拘束は原則として高齢者虐待に該当すると考えられます。</p> <p>ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「緊急やむを得ない場合※」とされる身体拘束については、例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられますが、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除する必要があります。</p> <p>※高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、身体拘束ゼロへの手引き等に記載されているケアの工夫のみでは十分に対処できないような「一時的に発生する突発事態」であり、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録することが必要である。</p>

Q. 3	本人や家族が身体拘束を希望する場合はどうしたらよいか。
A. 3	<p>本人や家族の意思に関係なく、三要件を満たしていない行動制限は身体拘束に当たります。</p> <p>本人や家族が身体拘束を希望しても、身体拘束を行った場合の身体的弊害、精神的弊害を想定していないことも考えられます。</p> <p>仮に三要件を満たしている場合でも、その拘束が緊急やむを得ない場合に該当するのかを個人でなく施設全体で判断すること、利用者本人や家族に対しても身体拘束の内容を十分説明すること、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、拘束の態様や時間、拘束を行う理由等を記録することなど、慎重な手続きが必要です。</p>

Q. 4	身体拘束廃止未実施減算とは何か。
A. 4	<p>平成30年度介護報酬改定に伴い、居住系サービス及び施設系サービスについて身体拘束等の適正化が強化され、以下の措置を講じなければならないことになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ・<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会※を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> ・<u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ・<u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <p>※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。</p> <p>上記内容を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。</p>

Q. 5	センサーマットの使用は身体拘束にあたりますか。
A. 5	<p>行動パターンの把握やアセスメント等での使用はすぐに身体拘束にあたらないと考えられます。しかし、漫然とした使用など、行動を制限する面が大きい場合の使用は身体拘束に当たる場合があります。</p> <p>なお、センサー自体が監視の機械と見なされ不穏になったり、センサーを避けたりしようとして返って転倒事故に繋がる等のリスクもあることを認識する必要があります。</p>

【参考文献】

- ・身体拘束ゼロへの手引き（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）
- ・市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援（平成30年3月 厚生労働省老健局）